

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。

求人者・求職者の皆様へ～取扱い職種の範囲の明示～

取扱うべき職種の範囲その他業務範囲
当社の取扱範囲は、全職種（湾岸運送業務、建設業務を除く）となります。
取扱地域は、日本国内となります。

手数料に関する事項

I：求人者から徴収する手数料
・各企業との契約に基づき求人者から徴収いたします。

II：求職者から徴収する手数料
・求職者の方へ手数料は一切申し受けません。

返戻金制度にかんする事項

当社が紹介した求職者が入社後 3 か月以内に自己都合により退職した場合は、以下のとおり紹介手数料を返還いたします。
※但し、求人者の皆さまと当社の契約において以下と異なる取決めをする場合がございます。

- 〔1〕 入社後 1 か月以内：紹介手数料の 80%相当額
- 〔2〕 入社後 1 か月超～3 か月以内：紹介手数料の 50%相当額

求人者の情報に関する事項

- ・求人者情報の取り扱い者は職業紹介責任者の田村海晶です。
- ・求人者の情報は職業紹介事業に係るものに限ります。

様式例第 3 号 【一般登録型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 円） (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 01-ユ-300823

事業所の名称 株式会社総北海
事業所の所在地 北海道旭川市工業団地 2 条 1 丁目 1-23